

就 労 移 行 支 援

基 本 方 針

就労移行支援に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。期間は、2年間とし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とした便宜を供与する場合は、3年又は5年とする。

サービスの概要

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき行われる、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援。

人員・設備・運営の概 要

人員基準	従業者	職業指導員及び生活支援員	<input type="checkbox"/> 総数 常勤換算で、利用者数を6で除した数以上。 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。 <input type="checkbox"/> 職業指導員 1人以上。 <input type="checkbox"/> 生活支援員 1人以上。 <input type="checkbox"/> いずれか1人以上は常勤。
		就労支援員	<input type="checkbox"/> 常勤換算で、利用者数を15で除した数以上。 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。 <input type="checkbox"/> 1人以上は常勤。
		サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 利用者数60人以下 1人以上。 <input type="checkbox"/> 利用者数61人以上 1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上。 ※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。 <input type="checkbox"/> 1人以上は常勤。
	<input type="checkbox"/> 上記の従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。		
	管理者	<input type="checkbox"/> 資格要件 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか（社会福祉主事任用資格）に該当する者。 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業に2年以上従事した者。 <input type="checkbox"/> これらと同等以上の能力を有すると認められる者。 <input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、指定就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労移行支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。	
	訓練・作業室	<input type="checkbox"/> 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 <input type="checkbox"/> 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。	

設備基準	相談室	<input type="checkbox"/> 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等の措置を講じること。
	洗面所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
	便所	<input type="checkbox"/> 利用者の特性に応じたものであること。
	多目的室その他の運営上必要な設備	<input type="checkbox"/> 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は兼用することができる。 <input type="checkbox"/> 上記の設備は、専ら当該指定就労移行支援事業所の用に供するものであること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
運営基準	利用定員	<input type="checkbox"/> 定員 10人以上。

<認定就労移行支援事業所>

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所。

人員基準	従業者	職業指導員及び生活支援員	<input type="checkbox"/> 総数 常勤換算で、利用者数を10で除した数以上。 ※利用者数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。 <input type="checkbox"/> 職業指導員 1人以上。 <input type="checkbox"/> 生活支援員 1人以上。 <input type="checkbox"/> いずれか1人以上は常勤。
		サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 利用者の数が60人以下 1人以上。 <input type="checkbox"/> 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上。 ※利用者数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数（定員の90%）とする。 <input type="checkbox"/> 1人以上は常勤。 <input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 上記の従業者は専ら当該事業所の職務に従事する者であること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	

人員基準	管理者	<input type="checkbox"/> 資格要件 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか（社会福祉主事任用資格）に該当する者。 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業に2年以上従事した者。 <input type="checkbox"/> これらと同等以上の能力を有すると認められる者。 <input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、指定就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労移行支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。
設備基準	<input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること。	

